特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
4	個人住民税の賦課に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

富士宮市は、個人住民税の賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

富士宮市長

公表日

令和8年3月27日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税の賦課に関する事務
②事務の概要	個人住民税事務とは地方税法等の法律に従い、賦課期日である1月1日現在の住所で課税され、 住民が納める都道府県民税と市町村民税の課税事務（以下を参照）のことを指す。 【課税準備事務】 当初賦課処理に向けた準備作業（基本簿の作成、申告書の送付）を実施する。 ①住民基本台帳に記載されている内容から賦課期日時点の現況の反映を行い、個人世帯状況の整理を実施する。 ②住民税申告書の発送対象者に、住民税申告書様式を発送する。 【課税資料受付事務】 当初賦課処理で必要となる課税資料の取り纏めを実施する。 ①給与支払報告書の受付（紙、電子媒体、eLTAX） 　事業所から提出された給与支払報告書を受け付ける。 ②住民税申告書の受付及び確定申告書の受領（国税連携）（紙、国税連携電子データ） 　個人から提出された確定申告書、住民税申告書、各種控除申請書等を受け付ける。 ③公的年金支払報告書の受付（紙、eLTAX） 　年金保険者が提出した公的年金支払報告書を受け付ける。 ④他市町村への資料回送 　本来申告されるべき市町村へ該当資料をまとめて送付する。 【当初賦課決定事務】 課税資料として受付けた個人毎の複数の課税資料の中から賦課内容を決定し、税額の計算、徴収区分等の決定を行い、本人へ通知する。 ①課税資料の併合（重複資料のチェック） 　提出された課税資料について個人単位にとりまとめて複数資料間の所得・控除等の申告内容のチェックを行い、賦課通知内容として取りまとめる事務を行う。 ②当初賦課税額決定 ③納税通知書の作成 　賦課内容から徴収区分に合わせて賦課通知用の書類を作成する。 ④住登外課税者について、住所地市町村に地方税法第294条第3項通知を行う 【賦課更正事務】 賦課決定通知後に市町村による調査事項や、税務署からの修正申告書、更正決議書等により賦課決定通知内容に変更があった場合に賦課決定内容を変更して通知する。 ①更正決定通知 　更正を行った後に特別徴収事業所や本人宛に更正決定した賦課内容の通知を行う。 ②住民の申請に基づき、決定された賦課に対して課税減免を行う。 【調査事務】 ①扶養調査 　扶養申告内容について申告内容に誤りがないか調査する。市町村で把握している状況と異なる場合は、本人への問い合わせ等の現況調査を行い、申告誤りがある場合には修正申告を提出してもらうことにより賦課内容の更正を行う。 ②税務署通知 　市町村が行った調査内容について賦課決定内容に更正が発生する場合、税務署側でも所得税の修正を行う必要があるため、市町村が把握した更正内容を所轄の税務署へ通知する。 【窓口事務】 住民の各種申請に基づき、異動処理を実施する。 ＜特定個人情報の利用について＞ 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に従い、個人住民税業務では特定個人情報を以下のように取り扱う。 Ⅰ．個人番号の取得 ①住民記録システムから住民の個人番号を取得する。（既存の住記連携にて取得） ②宛名システムのオンラインより、住登外者の個人番号を入力する。 ③課税資料（給与支払報告書、公的年金等支払報告書、確定申告書、個人住民税の申告書等）に記載された個人番号より、未登録の個人番号を取得する。 Ⅱ．個人番号の利用 ①本人確認（真正性確認）

	本人確認（申請書の内容確認など）の際、システムに登録されている個人番号から本人を特定する手段として個人番号を利用する。 ②個人番号による個人の特定（個人番号による宛名付設） 【課税資料受付事務】において、課税資料（給与支払報告書など）に記載された個人番号を個人特定の条件として利用する。 ③帳票への印字 番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二の規定される情報提供事務にて使用する各種帳票（回答書など）に個人番号を出力する。 Ⅲ．特定個人情報の提供・照会 ①事務で必要となる個人番号を含む宛名情報を情報提供ネットワークシステムに提供する。 ②賦課決定事務および賦課更正事務で作成した個人番号を含む情報（所得情報など）を中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに提供する。 ③情報提供ネットワークシステムを介して業務に必要な情報（生活保護情報、他市所得情報など）を取得する。
③システムの名称	・MICJET MISALIO（個人住民税システム） ・税務LAN（申告支援システム） ・国税連携システム（eLTAX） ・審査システム（eLTAX） ・番号連携サーバ（団体内統合宛名システム） ・中間サーバ

2. 特定個人情報ファイル名

（1）宛名特定個人情報ファイル
（2）個人住民税特定個人情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）第9条第1項　別表 24の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令　第16条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定

②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第3欄に「市町村長」が含まれる項のうち、第4欄に「地方税関係情報」が含まれる以下の項 1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、55の2、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、112、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表　48の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	財政部市民税課
②所属長の役職名	市民税課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	財政部市民税課 〒418-8601　富士宮市弓沢町150番地　0544-22-1126
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	財政部市民税課 〒418-8601　富士宮市弓沢町150番地　0544-22-1126
9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数			
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　10万人以上30万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点	
2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点	
3. 重大事故			
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書及び重点項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[]接続しない（入手）**	**[]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。その上で、事務に必要のない情報を入手することがないよう、申請書様式において、手続に必要な項目のみ記入するよう注意書きを記載している。また、住基システムへの入力に当たっては、必要な項目のみ入力できる仕様としているほか、作業者と別の者によるダブルチェックを経なければ、処理完了することができない仕組みとなっている。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

9. 監査		
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　　［ ○ ］ 内部監査　　［　 ］ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	［　　十分に行っている　　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		**［ ○ ］全項目評価又は重点項目評価を実施する**
最も優先度が高いと考えられる対策	［　　］ ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	［　　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月12日	Ⅰ　関連情報 4．情報提供ネットワークシス	番号法第19条第7号　別表第二 （情報提供の根拠）	1．番号法第19条第7号　別表第二 （情報提供の根拠）	事後	
平成28年9月12日	Ⅰ　関連情報 5．評価実施機関における担	市民税課長　鈴木　敏治	市民税課長　長田　宜昌	事後	
平成28年9月12日	Ⅱ　しきい値判断項目 1．対象人数	平成27年1月1日　時点	平成28年9月1日　時点	事後	
平成28年9月12日	Ⅱ　しきい値判断項目 2．取扱者数	平成27年1月1日　時点	平成28年9月1日　時点	事後	
平成29年7月14日	Ⅱ　しきい値判断項目 1．対象人数	平成28年9月1日　時点	平成29年7月1日　時点	事後	
平成29年7月14日	Ⅱ　しきい値判断項目 2．取扱者数	平成28年9月1日　時点	平成29年7月1日　時点	事後	
平成30年8月24日	Ⅰ　関連情報 5．評価実施機関における担	市民税課長　長田　宜昌	市民税課長	事後	
平成30年8月24日	Ⅱ　しきい値判断項目 1．対象人数	平成29年7月1日　時点	平成30年7月1日　時点	事後	
平成30年8月24日	Ⅱ　しきい値判断項目 2．取扱者数	平成29年7月1日　時点	平成30年7月1日　時点	事後	
令和1年6月30日	Ⅱ　しきい値判断項目 1．対象人数	平成30年7月1日　時点	令和元年5月1日　時点	事後	
令和1年6月30日	Ⅱ　しきい値判断項目 2．取扱者数	平成30年7月1日　時点	令和元年5月1日　時点	事後	
令和1年6月30日	Ⅳ　リスク対策	無し	新規作成（様式追加）	事後	
令和2年3月1日	Ⅱ　しきい値判断項目 1．対象人数	令和元年5月1日　時点	令和2年1月1日　時点	事後	
令和2年3月1日	Ⅱ　しきい値判断項目 2．取扱者数	令和元年5月1日　時点	令和2年1月1日　時点	事後	
令和3年3月1日	Ⅱ　しきい値判断項目 1．対象人数	令和2年1月1日　時点	令和3年1月1日　時点	事後	
令和3年3月1日	Ⅱ　しきい値判断項目 2．取扱者数	令和2年1月1日　時点	令和3年1月1日　時点	事後	
令和3年3月1日	Ⅳ　リスク対策 8．監査	[○]自己点検　[　]内部監査　[　]外部監査	[○]自己点検　[○]内部監査　[　]外部監査	事後	
令和3年11月15日	Ⅰ　関連情報 1．特定個人情報ファイルを取	Ⅱ．個人番号の利用 ①本人確認（真正性確認）	Ⅱ．個人番号の利用 ①本人確認（真正性確認）	事後	
令和3年11月15日	Ⅰ　関連情報 4．情報提供ネットワークシス	1．番号法第19条第7号　別表第二 （情報提供の根拠）	1．番号法第19条第8号　別表第二 （情報提供の根拠）	事後	
令和4年3月1日	Ⅱ　しきい値判断項目 1．対象人数	令和3年1月1日　時点	令和4年1月1日　時点	事後	
令和4年3月1日	Ⅱ　しきい値判断項目 2．取扱者数	令和3年1月1日　時点	令和4年1月1日　時点	事後	
令和5年3月1日	Ⅱ　しきい値判断項目 1．対象人数	令和4年1月1日　時点	令和5年1月1日　時点	事後	
令和5年3月1日	Ⅱ　しきい値判断項目 2．取扱者数	令和4年1月1日　時点	令和5年1月1日　時点	事後	
令和6年4月1日	Ⅱ　しきい値判断項目 1．対象人数	令和5年1月1日　時点	令和6年1月1日　時点	事後	
令和6年4月1日	Ⅱ　しきい値判断項目 2．取扱者数	令和5年1月1日　時点	令和6年1月1日　時点	事後	
令和7年1月15日	3．法令上の根拠	1．行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） （平成25年5月31日法律第27号） ・第9条（利用範囲） 　第1項：番号法別表第1に規定された事務 　＜番号法別表第1＞ 上覧 16: 　地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条令による地方税の賦課徴収 　又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む）に関する事務であって主務省令（※）で定める 　もの 　※番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令　第16条 2．行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)により地方税法、国税通則法、所得税法の一部が改正され、税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が講じられている。 以上の法令上の根拠より、税務事務である個人住民税業務において個人番号を利用する。	1．行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） （平成25年5月31日法律第27号） ・第9条（利用範囲） 　第1項：番号法別表第1に規定された事務 　＜番号法別表＞ 24の項 　地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第四号）による地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって主務省令で定めるもの 　※番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令　第16条 2．行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)により地方税法、国税通則法、所得税法の一部が改正され、税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が講じられている。 以上の法令上の根拠より、税務事務である個人住民税業務において個人番号を利用する。	事後	
令和7年1月15日	Ⅳ　リスク対策 8．人手を介在させる作業 判断の根拠		対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。その上で、事務に必要のない情報を入手することがないよう、申請書様式において、手続に必要な項目のみ記入するよう注意書きを記載している。また、住基システムへの入力に当たっては、必要な項目のみ入力できる仕様としているほか、作業者と別の者によるダブルチェックを経なければ、処理完了することができない仕組みとなっている。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	様式変更に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月15日	Ⅳ リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		・8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ・十分である ・漏えい・滅失・毀損を防ぐために、物理的安全管理措置や技術的安全管理措置を実施している。	事後	様式変更に伴う変更
2026/3/1	Ⅰ 関連情報 3. 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） （平成25年5月31日法律第27号） ・第9条（利用範囲） 第1項：番号法別表第1に規定された事務 ＜番号法別表＞ 24の項 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第四号）による地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって主務省令で定めるもの ※番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第16条 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)により地方税法、国税通則法、所得税法の一部が改正され、税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が講じられている。 以上の法令上の根拠より、税務事務である個人住民税業務において個人番号を利用する。	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）第9条第1項 別表 24の項 ・地方税法附則第7条第5項及び第12項	事後	
2026/3/1	Ⅰ 関連情報 4. 法令上の根拠 ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第3欄に「市町村長」が含まれる項のうち、第4欄に「地 方税関係情報」が含まれる以下の項 1,2,3,4,5,7,11,13,15,20,28,37,39,42,48,49,53,57,58,59,63,65,66,69,73,75,76,81,83,84,86,87,88,89,90,91,92,96,98,106,108,115,124,125,129,130,132,137,138,140,141,142,144,147,151,152,155,156,158,160,161,163,164,165,166,167,168,169,170,171,172,173の項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第3欄に「市町村長」が含まれる項のうち、第4欄に「地 方税関係情報」が含まれる以下の項 1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、55の2、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、112、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 48の項	事後	
2026/3/1	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	令和6年1月1日	令和7年1月1日	事後	
2026/3/1	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和6年1月1日	令和7年1月1日	事後	
2026/3/1	Ⅳ リスク対策 11. もっとも優先度が高いと考えられる対策	全項目評価又は重点項目評価を実施しない	全項目評価又は重点項目評価を実施する	事後	